第九号書式（第16条の２第１項関係）（平15法省令60・全改、平20法省令３・令元法省令11・一部改正）

営業保証金の金銭供託の供託書正本

（注）１．供託金額の冒頭に￥記号を記入すること。
なお，供託金額の訂正はできない。
２．副本は折り曲げないこと。

供託書（営業保証）

申請年月日	年　月　日	法令条項		年度金第　号
供託所の表示		供託の原因たる事実		
供託者の住所氏名	（代理人による供託のときは，代理人の住所氏名をも記載すること。）			
官庁及び件名等の名称				
備考				
供託金額	百　十　万　千　百　十　円			

上記供託を受理する。
供託金を　年　月　日までに日本銀行　における供託所口座に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは，この決定は効力を失う。
又は
上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。
若しくは
上記供託を受理する。
年　月　日
法務局
供託官　印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年　月　日
日本銀行　印

供託金の受領を証する。
年　月　日
法務局
供託官　印

備考　用紙の寸法は，日本産業規格Ａ列４とする。